

# 質 疑 応 答 集

## ◆受給者証について

**Q1** 平成 30 年 4 月診療分からの現物給付化にあたり、新しい受給者証はいつ頃受給者に発送されますか。

**A1** 平成 30 年 3 月下旬に市町から受給者に発送される予定です。

**Q2-1** 同月内において、1 回目の受診時に受給者証を提示せず一部負担金を支払い、2 回目の受診時に受給者証を提示し、現物給付を受けた場合、2 回目の受診時に 1 回目の一部負担金分を返金できますか。

**Q2-2** 新生児などで被保険者証がまだ発行されておらず、受給者証が発行できない場合、同月内において、受給者証が発行されるまでの期間は一部負担金を支払ってもらい、受給者証発行後、それまでの一部負担金を返金できますか。

**A2** 受給者証は、その都度提示するものなので、原則、医療機関窓口で受給者証を提示せず一部負担金を支払った場合、後日、受給者が市町役場の窓口に行き、償還払いの手続きを行うことで返金されます。

**Q3** 現行の受給者証の受給者番号から、新しい受給者証の受給者番号への読み替えはできますか。

**A3** 現行の受給者証の受給者番号と新しい受給者証の受給者番号は連動しないため、新しい受給者証を確認して、レセプトへ記載してください。

## ◆レセプトコンピュータについて

**Q4** レセプトコンピュータの改修は簡単に行えますか。

**A4** 業者によって改修の程度が異なるため、医療機関から個別に業者に問い合わせてください。

**Q5** 県からレセプトコンピュータの仕様書の提示はありますか。

**A5** 仕様書の提示は予定していませんので、説明会の資料をもとに医療機関から業者への説明をお願いします。

## ◆自己負担金について

**Q6-1** 月の途中で健康保険を変更した場合でも、自己負担金についての考え方は変わらな  
いですか。

**A6-1** 月の途中で健康保険を変更した場合も、受給者の住所地に変更がなく、受給者証の  
変更がなければ、通常どおり通院は1月500円、入院は1日500円（月8日まで）  
の制度が適用されます。

**Q6-2** 月の途中で健康保険を変更した場合は、レセプト上の自己負担金についての記載は  
どうすればよいですか。

**A6-2** 例えば、月の途中で健康保険が国保から社保に変更になった場合、制度上国保で自  
己負担金を徴収済みとなるので、社保では自己負担金は徴収しません。その場合、  
社保のレセプトの摘要欄に自己負担金が0となる理由（保険が変更になったため等）  
の記載が必要となります（社保から国保に変更になった場合も同様の取り扱いとな  
ります）。

**Q7** 月の途中でA市からB市に転出した場合、A市とB市のそれぞれで自己負担金を徴  
収する必要がありますか。

**A7** お見込のとおり、A市とB市のそれぞれで自己負担金を徴収してください。

## ◆過誤請求について

**Q8** 受給者側の過失による過誤請求があった場合（転出後の住所地で転出前の住所地での  
受給者証を提示してしまった等）はどのように対応しますか。

**A8** 市町には、受給者の転出時には必ず受給者証を回収するように伝えていますが、この  
ような過誤が起きた場合、できる限り市町が受給者と調整します。レセプト返戻の場  
合については、必ず市町から医療機関に連絡をすることとしています。

#### ◆日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱いについて

- Q9 日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、一部負担金が1,500円以上にならないと適用になりませんが、1,500円未満の場合も現物給付の対象外となりますか。
- A9 学校での怪我については金額に関わらず、現物給付の対象外となります。医療機関において、学校での怪我と分かった場合は、受給者から一部負担金分を徴収し、後日受給者が市町役場の窓口に行く償還払いの扱いとしてください。

- Q10 同月内で学校での怪我（スポーツ保険の対象）と、持病（スポーツ保険の対象外）が混在する場合は、レセプト上はどのように記載すればいいですか。

- A10 レセプト上、子ども医療費（公費）の部分に、スポーツ保険の対象外の部分のみの点数を記載することで、スポーツ保険の対象外分のみ現物給付に対応できます。

#### ◆子ども医療費の対象について

- Q11 3歳児健診については、子ども医療費現物給付の対象になりますか。

- A11 3歳児健診は、子ども医療費の対象とはならないため、従来通りの方法で請求してください。

#### ◆第三者行為にかかる治療について

- Q12 第三者行為にかかる治療があったときのレセプトの記載はどうすればよいですか。

- A12 第三者行為にかかる治療については子ども医療の対象外となります。したがって、治療のすべてが第三者行為にかかるものである場合は子ども医療の公費番号の記載の必要はありません。また、同月内で第三者行為にかかる治療以外の治療が含まれる場合は、当該治療分にかかる点数を公費負担対象として記載してください。

#### ◆未来院の場合について（歯科）

- Q13 歯冠修復物および欠損補綴物の作製後、患者が任意に診療を中止した場合等の理由による未来院請求の場合、子ども医療費自己負担金はどのようになるのですか。

- A13 未来院の場合でも、患者からは自己負担金を徴収してください。レセプト記載上は、自己負担金の負担があったものとして計算してください。

#### ◆院外処方せんについて（調剤）

**Q14** 医療機関からの処方せんには、公費負担者番号や受給者番号は記載されてきますか。

**A14** 医療機関には、処方せんへの公費負担者番号と受給者番号の記載をお願いしています。  
しかし、万が一処方せんにその記載がない場合も、受給者から被保険者証と受給者証の提示がある場合は、現物給付の対象にすることができます。

**Q15** 処方せんで公費負担者番号および受給者番号を確認できても、受給者証を忘れた場合は現物給付の対象外になりますか。

**A15** 受給者証の提示がない場合は、処方せんで番号が確認できても、現物給付の対象外になります。